

議第百四十一号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例について

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例等の一部を改定めるものとする。

令和三年十一月二十九日提出

岐阜県知事 古田肇

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例

(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十二年岐阜県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「百分の百二・十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の百七・五」を「百分の九十二・五」に、「百分の六十七・五」を「百分の五十七・五」に改め、同条第三項中「百分の百二・五」を「百分の百二十七・五」を「百分的百十二・五」に、「百分の七十二・五」を「百分的六十二・五」に、「百分的百七・五」を「百分的九十二・五」に、「百分的六十二・五」を「百分的五十二・五」に改める。

第二条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「百分の百十二・五」を「百分の百二・十」に、「百分の九十二・五」を「百分の百」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十二・五」に改め、同条第三項中「百分の百十二・五」を「百分的百二十」に、「百分的六十二・五」を「百分的六十七・五」に、「百分的九十二・五」を「百分的百」に、「百分的五十二・五」を「百分的五十七・五」に改める。

(岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分的百十二・五」に、「百分的百六十七・

五」を「百分の百五十七・五」に改める。

第四条 岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

(岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年岐阜県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百五十七・五」に改める。

第六条 岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

#### 附 則

この条例中第一条、第三条及び第五条の規定は令和三年十二月一日から、第二条、第四条及び第六条の規定は令和四年四月一日から施行する。

#### 提 案 説 明

岐阜県人事委員会の令和三年十月七日付けの給与についての勧告に鑑み、職員の期末手当の支給割合を改定するため、この条例を定めようとする。